

「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況のポイント

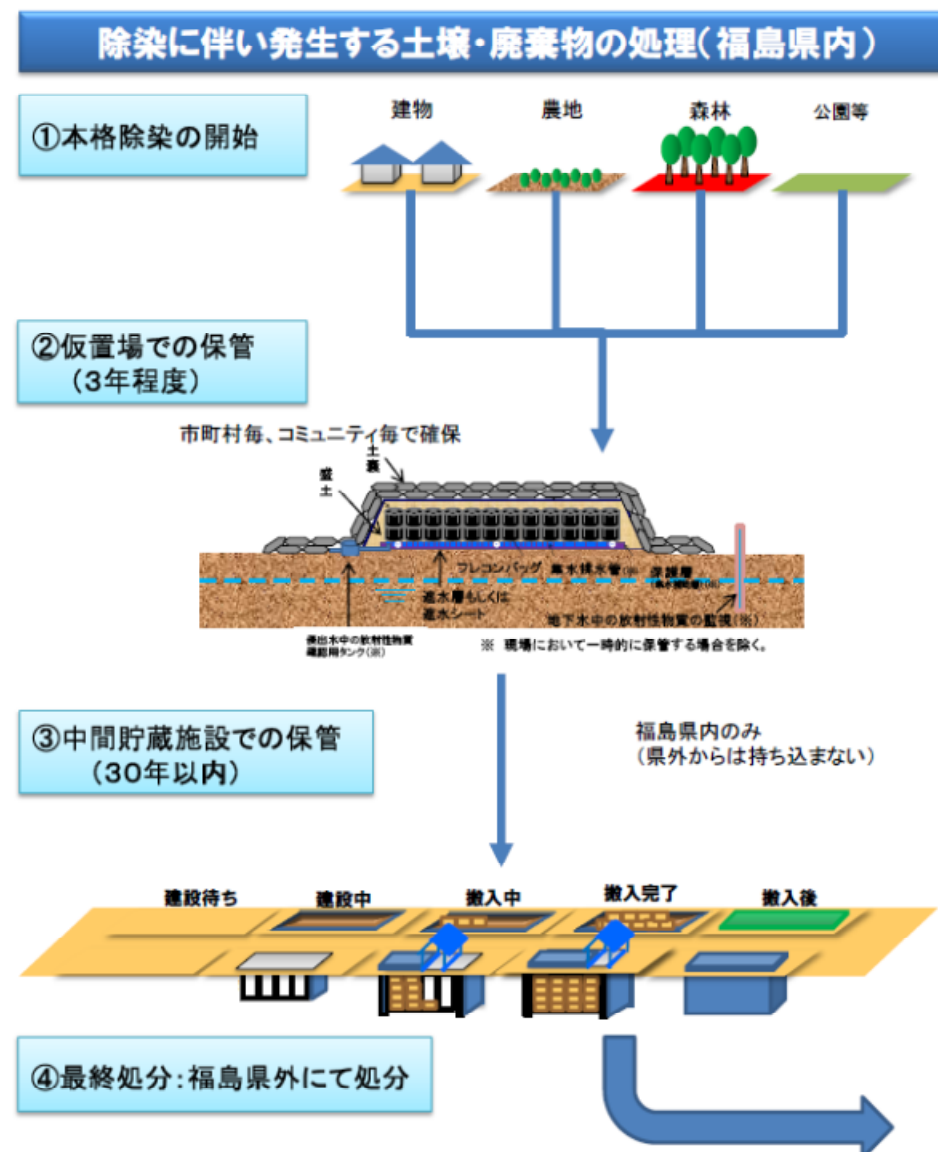
今般発表分の主な進捗内容(10月中旬～11月中旬の進捗)

平成23年11月17日
原子力災害対策本部

中間貯蔵施設等の基本的考え方について

- ・環境省は、10月29日に「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方」を示したところ。
- ・市町村又はコミュニティごとに仮置場を確保。除染特別区域では、市町村の協力を得つつ、環境省が確保。それ以外の地域では、国が財政的・技術的な責任を果たしつつ、市町村が確保。
- ・福島県においては、**仮置場への本格搬入開始から3年程度**をめどに、**中間貯蔵施設への搬入を開始**。**福島県のみ中間貯蔵施設**を確保。**場所の選定**については**24年度内**に行う。
- ・**中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了**。

<参考：除染に伴い発生する土壌・廃棄物処理のフロー図（環境省発表資料）>



避難者への支援(一時立入りの実施)

- ・警戒区域内の一時立入りについては、住民の方々の安全確保を大前提に、9月19日からマイカーによる二巡目の立入りを実施中。
- ※二巡目の一時立入りの実績(11月16日時点)
17,337世帯(うちマイカーによる立入世帯数:16,367世帯)

本格的な除染に向けた取組

- ・「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針」を11月11日に閣議決定。
- ・警戒区域等を対象とした国の**除染モデル事業**については、選定した事業者が、除染の実施に向け、11月8日から、市町村と連携し、**モニタリングや除染計画策定等に着手**(11月18日に大熊町でのモニタリングを実施)。
- ・**除染技術実証試験事業**については、今後の除染作業に活用し得る技術の実証を行う**25社(応募は305社)**を11月9日に**選定**したところ。今後、速やかに実証試験を行う。

モニタリングの実施と公表

- ・内閣府、文部科学省、環境省は、「**当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対処方針**」をとりまとめた。ポイントは以下3点。
 - ①自治体や民間の方が放射線量測定を行う際のガイドラインを作成。
 - ②周辺に比べ放射線量の高い箇所が発見された際の報告先を文部科学省に定めた。
 - ③空間線量率が周辺より高い箇所、除染が容易でない放射能汚染があると確認された場合、文部科学省から連絡を受けた環境省及び内閣府が、市町村と連携して、除染の支援を行う。

長期的な健康管理

- ・被災時に18歳以下であった全県民(36万人)を対象とした**甲状腺超音波検査**について、**10月9日から**福島県立医科大学附属病院で**開始**(10月31日までに2,495人に対して実施)。また、**11月14日から****県内各地への出張検査を開始**。
- ・全県民(約200万人)を対象とした被ばく線量の把握するための基本調査については、10月11日現在167万人に対し、問診票を発送済み。